

令和 2 年度八千代市決算に基づく
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

八 千 代 市 監 査 委 員

(写)

八監第217号

令和3年8月19日

八千代市長 服部友則様

八千代市監査委員 江頭博彦

八千代市監査委員 大谷益世

八千代市監査委員 嵐芳隆

令和2年度八千代市決算に基づく資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査
に付された令和2年度八千代市決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎
となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和 2 年度八千代市決算に基づく 資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

第 1 審査の対象

令和 2 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 3 年 7 月 28 日から同年 8 月 19 日まで

第 3 審査の方法

令和 2 年度決算に基づく資金不足比率の審査に当たっては、その算定の基礎となる計数は正確であるか、また、算定の方法は関係諸法規に適合しているか等の諸点に留意し、関係諸帳簿、証書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取した上で実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された令和 2 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、適正に作成されているものと認められた。

第5 審査の概要

令和2年度決算に基づく資金不足比率の概要は、次表のとおりである。

(単位：%)

区分	資金不足比率		経営健全化基準
	令和2年度	令和元年度	
水道事業	該当なし	該当なし	20.0
公共下水道事業	該当なし	該当なし	20.0

備考

- 1 資金不足比率については、資金不足が生じている場合にのみ該当する。
- 2 経営健全化基準とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条第1項に規定する基準であり、当該基準以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならないものとされている。

第6 審査の意見

令和2年度決算に基づく資金不足比率について、水道事業会計及び公共下水道事業会計は、いずれも資金不足が生じていないことが認められた。